府　令

○内閣府令第三十三号

こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七十六号）等の施行に伴い、こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令

（内閣府所管旅費取扱規則の一部改正）

第一条　内閣府所管旅費取扱規則（昭和二十七年総理府令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表二の二（第二条関係） 定年前再任用短時間勤務職員（国家公務員法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員）又は暫定再任用職員（国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十八号）附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員）の行政職俸給表（一）の各級に相当する職務の級	**別表二の二**（第二条関係） 再任用職員（国家公務員法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員）の行政職俸給表（一）の各級に相当する職務の級
［略］	［同上］
別表三（第二条関係） 特定指定職在職者等	**別表三**（第二条関係） 特定指定職在職者等

特定指定職在職者	特定指定職在職者に相当するもの
内閣府事務次官	経済財政諮問会議の議員（関係機関の長及び有識者）
内閣府審議官	総合科学技術・イノベーション会議の非常勤の議員（有識者）
内閣府経済社会総合研究所長	国家戦略特別区域諮問会議の議員（有識者）
宮内庁次長	中央防災会議の委員（指定公共機関の代表者及び有識者）
公正取引委員会事務総長	男女共同参画会議の議員（有識者）
金融庁長官	食品安全委員会の非常勤の委員
消費者庁長官	原子力委員会の非常勤の委員
こども家庭庁長官	衆議院議員選挙区画定審議会委員
	国会等移転審議会委員
	公益認定等委員会の非常勤の委員
	再就職等監視委員会委員
	日本学術会議会長及び同副会長
	東宮大夫
	式部官長
	個人情報保護委員会の非常勤の委員
	カジノ管理委員会の非常勤の委員
	公認会計士・監査審査会の非常勤の委員

特定指定職在職者	特定指定職在職者に相当するもの
内閣府事務次官	経済財政諮問会議の議員（関係機関の長及び有識者）
内閣府審議官	総合科学技術・イノベーション会議の非常勤の議員（有識者）
内閣府経済社会総合研究所長	国家戦略特別区域諮問会議の議員（有識者）
宮内庁次長	中央防災会議の委員（指定公共機関の代表者及び有識者）
公正取引委員会事務総長	男女共同参画会議の議員（有識者）
金融庁長官	食品安全委員会の非常勤の委員
消費者庁長官	原子力委員会の非常勤の委員
	衆議院議員選挙区画定審議会委員
	国会等移転審議会委員
	公益認定等委員会の非常勤の委員
	再就職等監視委員会委員
	日本学術会議会長及び同副会長
	東宮大夫
	式部官長
	個人情報保護委員会の非常勤の委員
	カジノ管理委員会の非常勤の委員
	公認会計士・監査審査会の非常勤の委員

備考　表中の［　］の記載は注記である。